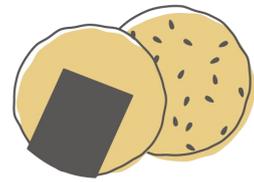




サロン運営者  
さん必見！



**サロンで使う飲み物、お菓子を配布します！**



## ～ふれあいサロン活動支援食品配布事業～

地域でのつながりづくりのために地域の方が開催しているふれあいサロン。

「参加者から参加費をもらっているけど、飲み物やお菓子代で運営がぎりぎり・・・」

「もう少し余裕があれば、講座やアトラクションがもっと充実できるのに・・・」

「参加費を上げると参加者が減ってしまうかも・・・」

こんなお悩みをお持ちではありませんか。社会福祉協議会はフードバンクと提携し、地域のサロンで使う飲み物やお菓子などの食品の一部を配布します。配布する食品は、まだ食べられるのに捨てられる食品（食品ロス）をフードバンクから提供してもらい、社協で配布します。運営経費を浮かせてサロン活動を充実！サロン食品配布をぜひご利用ください。

- 対象 社協のふれあいサロン活動助成金を受けている団体
- 配布回数 1団体 年3回まで
- 申請 申請書兼誓約書に必要事項を記入し、サロン開催日の前月15日までに社会福祉協議会窓口へ申請
- 受け取り 決定通知後、電話連絡のうえ印鑑を持参し、社会福祉協議会窓口で受け取り（配送は行いません。）



### フードバンクって？

印字ミスやパッケージの破損、賞味期限が近いなどの理由でまだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品（食品ロス）を企業などから無償で提供してもらい、生活に困っている人を支援する団体などに無償で配布し有効活用を図っています。



社協が提携するフードバンク、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋は、このフードバンク事業を活用し、高齢者コミュニティ支援活動として、地域のサロンへこれらの食品を提供し、サロンの活性化を支援する事業もおこなっています。

### お願い

- 1 希望する食品がフードバンクに常時あるとは限りません。食品についてはフードバンクと社協で調整し配布させていただきます。ご理解をお願いいたします。
- 2 フードバンクに集められる食品には、賞味期限の近いものもあります。衛生管理上、食品受け取り後は適切な保管と消費期限内の消費をお願いいたします。
- 3 フードバンクは食品ロスを減らす環境問題への取り組みでもあります。趣旨をご理解いただき、最終的に廃棄することのないよう責任を持って食品を扱ってください。

問合わせ先：犬山市社会福祉協議会 電話62-2508

